

浜松市の行政財産貸付について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年1月5日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和6年度以降分浜松市自動販売機設置場所貸付
(課名 中央区東行政センターまちづくり推進)
- (2) 貸付の内容・場所

入札 番号	設置場所	占有面積 (㎡)	販売機の仕様	
			販売品	機能
6-39	天竜協働センター 体育館入口ロビー	1.30	缶、びん、ペッ トボトル入飲料	UD対応 災害支援対応
6-40	天竜協働センター 一階ロビー	1.30	缶、びん、ペッ トボトル入飲料	UD対応 災害支援対応
6-41	笠井協働センター 一階ロビー	1.30	缶、びん、ペッ トボトル入飲料	UD対応 災害支援対応

- (3) 履行期間 6-39、6-40
(貸付期間) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
6-41
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 浜松市の入札参加資格登録者にあつては、浜松市物品購入等に係る入札参加資格者に対する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。なお、浜松市の入札参加資格登録者でなくても、入札に参加することができる。

- (3) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと、また住民税の納税について特別徴収義務者であること。ただし、「市民税県民税特別徴収未実施理由書」の確認を受けている場合を除く。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 成年被後見人・被保佐人・被補助人としての登記がないこと。
- (8) 入札参加申し込みに必要な書類を期日までに全て提出した者であること。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、「入札参加申込書」を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において参加資格の確認基準日は入札参加申込書の提出期限日とし、確認の結果は、別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、令和6年2月8日（木）までに申込者に対して行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに入札参加申込書を提出しないものは、この入札に参加することができない。

4 募集要項、契約書案について

- (1) 募集要項、契約書案は、別記の4により閲覧及び貸出し又は提供をする。
- (2) 募集要項に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の5により閲覧に供する。

5 一般競争入札の執行日時及び場所

一般競争入札は、別記の6により執行する。

6 入札方法等

入札執行回数は、2回を限度とする（再度入札1回）。

7 入札保証金

入札参加資格「有」の通知を受けた者の入札保証金は免除とする。

8 入札の無効

- (1) 参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者の行った入札。
- (2) 募集要項に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札。

9 その他

- (1) 入札参加申し込みには当たっては、募集要項及び契約書案を十分に確認すること。
- (2) 貸付場所について現地説明会を行わない。入札参加申し込みには当たっては、現地を十分に確認すること。

【 別 記 】

1 一般競争入札参加申込書

- (1) 提出方法 直接提出すること。(郵送等によるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 令和6年1月9日(火)から令和6年1月30日(火)まで
午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (3) 提出先 浜松市中央区東行政センターまちづくり推進(東行政センター3階)
所在地:浜松市中央区流通元町20番3号
電話番号:053-424-0164
FAX:050-3737-5872
- (4) 様式 市長が定める様式とする。(募集要項の別紙1)

2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 交付場所 浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所北館4階)
所在地:浜松市中央区元城町103番地の2
電話番号:053-457-2276
FAX:050-3730-0119
- (2) 日時 令和6年2月2日(金)午後3時以降の開庁時間
- (3) 交付方法 手交による。郵送・電話連絡は行わない。

3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 要求方法 文書により直接提出すること。直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による提出は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和6年2月6日(火) 午後3時まで
- (3) 提出先 上記2(1)に掲げる場所

4 募集要項等の閲覧及び貸出又は提供

- (1) 閲覧及び貸出又は提供期間
令和6年1月5日(金)から令和6年2月14日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (2) 提供場所
上記1(3)に掲げる場所
- (3) 貸出・提供方法及び貸出日数
貸出・提供部数は、1業者につき1部(無料)
貸出の場合の日数は、1日とする。(貸出日の翌開庁日の午前9時まで)

5 募集要項等に対する質問

(1) 提出方法

原則として文書により直接提出すること。ただし、遠隔地や時間的猶予がない場合等文書によることが困難な場合は、FAX・電話等での質問も可とする。

(2) 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月30日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(3) 提出先 上記1(3)に掲げる場所

(4) 回答

質問に関する回答は、(5)により閲覧に供する。（郵送や電話等による回答は行わない。）

(5) 回答日時等

令和6年2月8日（木）から令和6年2月14日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

上記1(3)に掲げる場所

6 入札執行日時等

(1) 日時

令和6年2月15日（木）

入札番号 6-39 午後14時55分から

6-40 午後15時00分から

6-41 午後15時05分から

(2) 場所

浜松市役所北館5階入札室（浜松市中央区元城町103番地の2）

(3) その他

郵送等による入札はできない。